

宮崎国際大学学生教職支援センター規程

(趣旨)

第1条 宮崎国際大学に、学生教職支援センター（以下「センター」という。）を設置し、その組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、教職課程及び保育士養成課程（以下「教職課程等」という。）を履修する学生に対して指導・助言を行うため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教職課程等の学習に必要な情報の提供
- (2) 教職課程等履修者の学習支援及び学習相談
- (3) 採用試験に関する指導・助言に関すること
- (4) その他、教職課程等履修者の支援に必要な業務

(職員)

第3条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 国際教養学部教員（1名）
- (3) 教育学部教員（主要科目担当5名）
- (4) 学務部職員（1名）
- (5) その他、学長が必要と認める職員

2 センター長は、学長が指名する。

(センター長)

第4条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、通算4年を超えることはできない。

3 センター長に欠員を生じた場合の後任の任期は、前任者の在任期間とする。

(事務)

第5条 センターの事務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。